様式第１号（入札）

市有財産公募売却一般競争入札参加申込書

令和　　年　　月　　日

日田市長　　椋野　美智子　様

住所又は所在地

氏名又は名称及
び代表者の氏名　　㊞
連絡先（電話　　）

（代理人）住所又は所在地

氏名又は名称及
び代表者の氏名　　㊞
連絡先（電話　　）

次の市有財産の公募売却一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加を申し込みます。

記

申込物件

物件番号	所　在　地	地目（土地）	地積・床面積
26-1	（旧いずみこども園） 土地：日田市大山町西大山字カキソイ 3466 番 6 日田市大山町西大山字花平作り 3468 番 12 建物：日田市大山町西大山字花平作り 3468 番地 12	雑種地 及び 宅地	土地：2,497.89 ㎡ 建物：494.58 ㎡

備考１　共同で申し込む場合、連名とすること。

２　証明書類は、発行日から３箇月以内のものとすること。

３　押印する印鑑は、印鑑登録をしている印鑑とすること。

４　代理人が申し込む場合は、本人の住所・氏名（押印は、不要）を記載の上、代理人の住所及び氏名を記載し、委任状の代理人使用印の欄に押印した印鑑を押印すること。

以下の欄には、記入しないでください。

添付書類

名称	確認	名称	確認
誓約書		委任状	
印鑑証明書		身分証明書（代理人）	
住民票又は法人登記簿謄本		代表者選任届	
完納証明書（※１）		土地利用計画書	

(※1)個人は市町村民税及び固定資産税、法人は法人市町村民税及び固定資産税（直近年度のもの）

様式第２号（入札）

代　表　者　選　任　届

令和　　年　　月　　日

日田市長　　椋野　美智子　様

住　所
氏　名　　㊞

住　所
氏　名　　㊞

住　所
氏　名　　㊞

市有財産公募売却一般競争入札（物件番号 26-1（旧いずみこども園））に共同で申し込むため、次の者を代表者に選任したので、届け出ます。

また、市有財産公募売却一般競争入札に附帯する事項に関する一切の権限を、選任した代表者に委任します。

【代表者】
住　所

氏　名

様式第３号（入札）

委　任　状

令和　　年　　月　　日

日田市長　　椋野　美智子　様

住所又は所在地

氏名又は名称及
び代表者の氏名　　㊞

私は、１の者を代理人と定め、２の市有財産公募売却一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

１　受任者

住　所

氏　名

代理人使用印

２　申込物件番号　26-1（旧いずみこども園）

備考１　代理人の身分証明書を添付すること。

２　代理人使用印の欄に押印する印鑑は、代理人が使用する印鑑を押印すること。

様式第４号（入札）

土　地　利　用　計　画　書

１　計画内容

(1) 取得地における事業内容（具体的に記入してください。）

２　建物

(1) 用　途

(2) 構　造

造　　階

(3) 面　積

①建築面積　約　　㎡

②延床面積　約　　㎡

(4) 建築完了予定日

様式第５号（入札）

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

日田市長　　椋野　美智子　様

住所又は所在地

氏名又は名称及
び代表者の氏名　　㊞

私は、日田市が実施する市有財産公募売却一般競争入札の申込みにあたり、下記の事項を誓約いたします。

１　現在、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれにも該当しません。
　また、破産宣言も受けておりません。
２　過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当したことはありません。
３　私、若しくは私の親族は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員ではありません。
４　暴力団員が役員となっている法人その他の団体ではありません。
５　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
６　市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。
７　入札に対し、入札物件、入札説明等、全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について日田市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

（参考）地方自治法施行令第167条の4第2項

1. 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
2. 競争又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
3. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
4. 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
5. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
6. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
7. 前各号に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者